

新型コロナウイルスの影響により 市税の徴収猶予特例制度を申請する皆さんへ

徴収猶予特例制度について

該当する税目は、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する」ものです。下記のすべての要件に該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

- ①令和2年2月から納期限までの1か月以上の期間において、収入が前年同月比で20%以上減少した場合
- ②納期限までに納付困難と認められる場合

申請手続について

徴収猶予を申請される人は下記書類をご用意のうえ、(〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所収納課収納整理係宛)に郵送またはお越しいただき、お申込みください。

- ①申請書(市ホームページからダウンロードするか困収納課にお問い合わせください)
- ②令和2年2月以降収入が減少していることを証明する書類および前年同月の同書類
- ③申請時点での現預金額を証明する書類
- ④申請時より6か月以内に予想される経常支出および臨時支出の金額を証明する書類

申請後の対応について

申請書および添付資料受理後、徴収猶予適用の可否について審査します。審査の結果については書面にて通知します。

徴収猶予の特例制度適用後の対応は以下の通りとなります。

- ①猶予期間は納期限から1年間となります。下記②および③の条件での期間延長はありません。
- ②猶予金額にかかわらず担保提供は不要となります。
- ③納期限から1年間は延滞金は発生しません。

問合せ▶困収納課収納整理係(☎内線1082)

資源ごみ(古紙、古着・古布)の出し方

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)を毎月1回実施しています。ごみの量を減らしリサイクル率を増やすため、ご協力をお願いします。

【古紙】

古紙は、濡れてもリサイクルに支障がありませんので、雨天でも回収します。「家庭用 資源・ごみ収集日程表」に記載している規定どおり、種類ごとに紙ひもなどで束ねるか、紙袋に入れ、ひもで結び中身が出ないようにしてお出してください。

※シュレッター細断紙は飛び散るおそれがあるため、袋に入れても回収されません(有価物集団回収(廃品回収)に出すか、碓氷川クリーンセンターへ直接搬入してください)。

※ビニール袋に入れて出すと、古紙とは判断されず回収はされません。

※防水加工された紙、印画紙、食品残渣のついた紙などは出せません。(詳しくは、「家庭用 資源・ごみ収集日程表」参照)

【古着・古布】

現在、新型コロナウイルス感染拡大に伴う衣類・布類の流通の停滞により、古着・古布のリサイクルが困難な状況にあります。つきましては、当面の間、不要となった衣類・布類の排出は控え、できる限りご家庭にて保管していただきますようご理解とご協力をお願いします。

【碓氷川クリーンセンターへの直接搬入】

月曜日～金曜日(年末年始を除く)の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分に種類ごとに分別して搬入してください(処理手数料はかかりません)。

※資源ごみ(古紙など)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。

